平成24年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等 に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

平成25年11月

厚生労働省 社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

平成24年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に

基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目 次

調査の概要

- 1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等
 - (1)相談·通報対応件数
 - (2)相談•通報者
 - (3) 事実確認の状況
 - (4) 事実確認調査の結果
 - (5) 虐待の種別・類型
 - (6) 被虐待障害者等の状況
 - (7) 虐待への対応策
 - (8) 虐待等による死亡事例

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

- 2-1 市区町村における対応状況等
 - (1)相談・通報対応件数
 - (2)相談・通報者
 - (3) 市区町村における事実確認の状況
 - (4) 都道府県への報告
- 2-2 都道府県における対応状況等
 - (1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例
 - (2) 都道府県が直接把握した事例
 - (3) 虐待の事実が認められた事例件数
- 2-3 虐待の事実が認められた事例について
 - (1)施設・事業所の種別
 - (2) 虐待の種別・類型
 - (3)被虐待障害者の状況
 - (4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況
 - (5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

- (1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数
- (2) 相談・通報者
- 4. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、平成24年度(平成24年10月1日~平成25年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,742 市区町村及び 47 都道府県を対象に、平成 24 年度中(平成 24 年 10 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日) に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成されるアンケートを行った。

〇市区町村対象の調査

- 1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待障害者等の状況
 - (5) 虐待への対応策
 - (6) 死亡事例
- 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
- 3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- 4. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

〇都道府県対象の調査

- 1. 市区町村からの報告件数
- 2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
- 3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
- 4. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
- 5. 虐待等による死亡事例の状況(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者 「障害者福祉施設従事者等」とは、
- ・「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者 「障害者福祉施設」とは、
 - ・障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

・障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

・障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項に ついて事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1)相談・通報対応件数

平成 24 年度、全国の 1,742 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、3,260 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 3,155 件、都道府県が受け付けた件数が 105 件であった。

(2)相談·通報者(表 1)

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 27.4%と最も多く、次いで「本人よる届出」が 27.1%、「警察」が 10.9%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数3,260件に対する割合を記載している。

表 1 相談・通報者(複数回答)

	本人による届出	家族• 親族	近隣住 民•知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援 専門員・ 障害者福 祉施設従 事者等	虐待者自身	警察	当該市区 町村行政 職員	その他	不明	合計
件数	884	280	173	66	166	31	894	32	354	250	212	80	3,422
構成割合	27.1%	8.6%	5.3%	2.0%	5.1%	1.0%	27.4%	1.0%	10.9%	7.7%	6.5%	2.5%	_

⁽注) 構成割合は、相談・通報件数3,260件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表 2)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 3,260 件のうち「事実確認調査を行った」が 2,604 件 (79.9%)、「事実確認調査を行っていない」が 656 件 (20.1%: 都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 <math>76 件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 52 件 (2.0%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 1,433 件(56.2%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,119 件(43.8%) であった。

事実確認を行っていない事例 656 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 572 件 (87.2%) であった。

表 2 事実確認の実施状況

		件数	構成割合
事実確	認調査を行った事例	2,604	79.9%
	法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	2,552	(98.0%)
	訪問調査により事実確認を行った事例	1,433	[56.2%]
	訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,119	[43.8%]
	法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	52	(2.0%)
	(立入調査のうち)警察が同行した事例	15	[26.8%]
	(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
	(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	37	[71.2%]
事実確	認調査を行っていない事例	656	20.1%
	相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	572	(87.2%)
	相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	84	(12.8%)
	合計	3,260	100.0%

⁽注)構成割合は、相談・通報件数3260件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果 (表 3)

事実確認の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、虐待判断事例という。)の件数は、1,311件であり、事実確認調査を行った件数の約半数を占めた。

表3 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,311	50.3%
虐待ではないと判断した事例	786	30.2%
虐待の判断に至らなかった事例	507	19.5%
合計	2,604	100.0%

⁽注)構成割合は、事実確認調査を行った件数2,604件に対するもの。

以下、虐待判断事例件数 1,311 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況及び 虐待への対応策等について集計を行った。

(5) **虐待の種別・類型**(表 4)

「身体的虐待」が 60.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 34.8%、「経済的虐待」が 27.2%、「放棄、放置」が 21.1%、「性的虐待」が 4.1%であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 1,311 件と一致しない。

表 4 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	790	54	456	277	357	1,934
構成割合	60.3%	4.1%	34.8%	21.1%	27.2%	1

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数1,311件に対するもの。

(6) 被虐待障害者等の状況

1件の事例に対し被虐待者又は虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,311 件に対し被虐待障害者数は 1,329 人、虐待者数は 1,527 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表 5、表 6)

性別では「女性」が 64.9%、「男性」が 35.1%と、「女性」が全体の約 6 割強を占めていた。 年齢階級別では「40~49 歳」が 23.0%と最も多く、次いで「50~59 歳」が 18.5%、「30~39 歳」が 18.0%であった。

表 5 被虐待障害者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	467	862	0	1,329
構成割合	35.1%	64.9%	0	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1.329人に対するもの。

表 6 被虐待障害者の年齢

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
人数	88	230	239	306	246	176	43	1	1,329
構成割合	6.6%	17.3%	18.0%	23.0%	18.5%	13.2%	3.2%	0.1%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,329人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別(複数回答)(表 7)

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 48.5%と最も多く、次いで「精神障害」が 36.0%、「身体障害」が 27.5%であった。

※ 1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、 合計件数は被虐待障害者数 1,329 人と一致しない。

表 7 障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	366	644	479	25	36	1,550
構成割合	27.5%	48.5%	36.0%	1.9%	2.7%	_

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,329人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害程度区分及び行動障害 (表 8、9)

被虐待障害者1,329人のうち、障害程度区分認定済みの者が全体の53.3%を占めていた。 認定を受けていない者は43.9%であった。「区分3」が全体の13.5%と最も多く、次いで「区分2」が11.7%であり、「区分4」が10.5%であった。

また、行動障害がある者が全体の26.9%を占めていた。

表 8 被虐待者の障害程度区分認定済みの者の程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	50	156	179	139	88	96	583	38	1,329
構成割合	3.8%	11.7%	13.5%	10.5%	6.6%	7.2%	43.9%	2.9%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,329人に対するもの。

表 9 行動障害の有無

	強い行動障 害 (区分3、行 動関連項目 8点以上)	認定調査は 受けていな いが、強い 行動障害が ある	行動障害が ある	行動障害 なし	行動障害の 有無が不明	合計
人数	122	26	209	929	43	1,329
構成割合	9.2%	2.0%	15.7%	69.9%	3.2%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1.329人に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)(表 10)

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者自立支援法上のサービス」を利用している者が 57.4%と最も多く、次いで「地域生活支援事業のサービス」が 16.4%であった。サービスの利用がない者は 24.9%であった。

※ 1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 1,329人と一致しない。

表 10 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)

	障害者自 立支援法 上のサー ビス	児童福祉 法上の サービス	自立支援 医療	地域生活 支援事業 のサービ ス	市町村・ 都道府県 が実施す る事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	763	14	295	218	53	67	331	7	1,748
構成割合	57.4%	1.1%	22.2%	16.4%	4.0%	5.0%	24.9%	0.5%	-

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,329人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況(表 11)

「虐待者と同居」が80.4%と、8割強が虐待者と同居している状況であった。

表 11 虐待者との同居・別居の状況

	同居	別居	その他	不明	合計	
件数	1,054	235	20	2	1,311	
構成割合	80.4%	17.9%	1.5%	0.2%	100.0%	

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数1,311件に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成 (表 12)

「両親と兄弟姉妹」と同居する者が 12.4%と最も多く、次いで「単身」世帯及び「両親」と同居する者がそれぞれ 11.3%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 45%を占めていた。「その他」に含まれる世帯構成のうち最も多かったのは、「子」と同居であり 43 件 (3.3%) であった。

表 12 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者·子	両親	両親·兄弟姉妹	父	父·兄弟姉妹	日	母·兄弟姉妹	兄弟姉妹	その他	不明	合計
件数	148	122	116	148	163	79	32	95	80	89	236	3	1,311
構成割合	11.3%	9.3%	8.8%	11.3%	12.4%	6.0%	2.4%	7.2%	6.1%	6.8%	18.0%	0.2%	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数1,311件に対するもの。

キ. 虐待者の年齢 (表 13)

虐待者の年齢別階級では、「60歳以上」が36.7%と最も多く、次いで「50~59歳」が20.6%、「40~49歳」が19.1%の順であった。「50歳以上」の虐待者の数は全体の約6割弱を占めていた。

表 13 虐待者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	19	112	143	291	315	560	87	1,527
構成割合	1.2%	7.3%	9.4%	19.1%	20.6%	36.7%	5.7%	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待者数1,527人に対するもの。

ク. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 14)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が 22.7%と最も多く、次いで「母」が 20.7%、「兄弟姉妹」が 20.4%、「夫」が 12.4%、「息子」が 6.8%、「娘」が 2.2%の順であった。「その他」に含まれる虐待者のうち、「兄弟姉妹の配偶者」が最も多く 33 人(2.1%) であった。

表 14 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	豆	,	妻	息子	娘	息子の配偶 者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	347	317	190	29	104	34	4	1	311	3	5	177	6	1,528
構成割合	22.7%	20.7%	12.4%	1.9%	6.8%	2.2%	0.3%	0.1%	20.4%	0.2%	0.3%	11.6%	0.4%	-

⁽注)構成割合は、虐待者数1.527人に対するもの。被虐待者が複数の場合、1人の虐待者が複数の続柄に計上される場合があるため、虐待者数1.527人と一致しない。

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 15)

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例(複数の被虐待者がいる場合に一方では分離を行い、他方では分離を行わなかった事例2件を含む)」が450件と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は5割強であった。

表 15 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	448	34.2%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	2	0.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例 (一度も分離していない事例)	685	52.3%
現在対応について検討・調整中の事例	90	6.9%
その他	86	6.6%
合計	1,311	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数1,311件に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 16)

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 42.0%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 14.7%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 14.4%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 10.2%の順であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例は、30.9%であった。

表 16 分離を行った事例における対応の内訳

	件数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	189	42.0%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	46	10.2%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	65	14.4%
医療機関への一時入院	66	14.7%
その他	85	18.9%
分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	139	30.9%
合計	451	_

⁽注)構成割合は、分離を行った事例件数450件に対するもの(分離を行った事例のうち、複数の被虐待者が異なる方法で分離の対応を受けた事例があるため、合計件数は分離事例件数450件)と一致しない。また、面会の制限を行った事例の構成割合も、分離を行った事例件数450件に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳(表 17)

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 45.4%と最も 多く、次いで「見守りのみ」が 28.1%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス 等利用計画を見直した」が 15.6%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 13.2% であった。

表 17 分離を行っていない事例における対応の内訳(複数回答:「見守りのみ」以外)

	件数	%
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	312	45.4%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	9	1.3%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	91	13.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	107	15.6%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	66	9.6%
その他	97	14.1%
見守りのみ	193	28.1%
	875	_

⁽注)構成割合は、分離していない事例件数687件に対するもの

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応については、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況を把握した。成年後見制度については「利用開始済み」が41件、「利用手続き中」が44件であり、これらを合わせた85件のうち、市町村長申立の事例は49件(57.6%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は38件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成24年10月1日~平成25年3月31日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、3件の事例(被害者3人)が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」が1件、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が1件、「心中」が1件であった。

被害者の性別は「男性」が2人、「女性」が1人、年齢は「30~39歳」が2人、「40~49歳」が1人、障害種別は、「知的障害」のある人が1人、「知的障害」「精神障害」「発達障害」のある人が1人であった。

加害者の性別は「男性」が2人、「女性」が4人であり、続柄は「父」が2人、「母」が3人、「兄弟姉妹」が1人であった。

被害者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が1人であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1)相談•通報対応件数

平成 24 年度、全国の 1,742 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、939 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 775 件、都道府県が受け付けた件数が 164 件であった。

(2) 相談・通報者(表 18)

「本人による届出」が29.7%と最も多く、次いで「家族・親族」による通報が18.0%だった。 当該施設・事業所の設置者、職員、元職員からの通報は、合わせて2割を超えた。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数939件に対する割合を記載している。

表 18 相談・通報者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住 民·知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援 専門員・ 障害者設 祉施設等 事者等	当該施 設·事業 所職員	当該施 設·事業 所元職員	当該施 設·事業 所設置者	警察	運営適正 化委員会	その他	不明	合計
件数	279	169	55	2	8	2	106	142	48	15	21	6	96	64	1,013
構成割合	29.7%	18.0%	5.9%	0.2%	0.9%	0.2%	11.3%	15.1%	5.1%	1.6%	2.2%	0.6%	10.2%	6.8%	-

⁽注) 構成割合は、相談・通報件数939件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況 (表 19)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 775 件及び都道府 県から連絡のあった 95 件の計 870 件うち、「事実確認調査を行った」が 612 件 (70.3%)、「事 実確認調査を行っていない」が 258 件 (29.7%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は79件(9.1%)であるが、このうち24年度中に都道府県に報告が行われたのは64件である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が314件(36.1%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が219件(25.2%)であったが、後者のうち27件については、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされ同年度中に報告されている。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が146件(16.8%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が41件(4.7%)であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が16件(1.8%)であったが、このうち24年度中に都道府県に調査依頼が行われたのは6件である。

表 19 市区町村における事実確認の状況

		件数	構成割合
事	実確認調査を行った事例	612	70.3%
	虐待の事実が認められた事例	79	9.1%
	虐待の事実が認められなかった事例	314	36.1%
	虐待の判断に至らなかった事例	219	25.2%
事	実確認調査を行っていない事例	258	29.7%
	相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	146	16.8%
	後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	41	4.7%
	都道府県へ事実確認調査を依頼	16	1.8%
	その他	55	6.3%
	合計	870	100.0%

⁽注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数775件及び県から市区町村へ連絡された件数95件の合計870件)に対するもの。

(4) 都道府県への報告(表 20)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第17条及び同法施行規則第2条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

24年度において、市区町村から都道府県へ97件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が64件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が33件であった。

表 20 都道府県が市区町村から受け付けた報告件数(平成 24 年度)

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	64	66.0%
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	33	34.0%
슴計	97	100.0%

- (注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数97件に対するもの。なお、
 - ・市区町村が平成25年度になって報告をした事例があるため
- ・都道府県においても同時に受け付けた重複事例があるため
- ・同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例があるため

市区町村が平成24年度末までに虐待と認めた件数(79件)と都道府県が報告を受けた件数(64件)は一致しない。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例 (表 21)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例 33 件のうち、21 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が6件、「虐待ではないと判断した事例」が7件、「虐待の判断に至らなかった事例」が8件であった。

表 21 市区町村から報告された事例への都道府県の対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	6	18.2%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	7	21.2%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	8	24.2%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	12	36.4%
合計	33	100.0%

⁽注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数33件に対するもの。

(2) 都道府県が直接把握した事例(表 22)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 164 件、独自に調査を実施した事例が 1 件、計 165 件のうち、92 件について都道府県が事実 確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 10 件、「虐待でないと判断した事例」が 51 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 31 件であった。

表 22 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

	件数	構成割合
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	164	-
都道府県が独自に調査を実施した事例	1	_
計	165	-
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	10	6.1%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	51	30.9%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	31	18.8%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	28	17.0%
事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	45	27.3%
合計	165	100.0%

⁽注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数164件及び都道府県が独自に調査を実施した1件の計165件に対するもの。

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 23、24)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が64件、都道府県と共同して事実確認を行った事例が6件、都道府県が直接把握した事例が10件であり、これらを合わせた総数は、80件であった。これを都道府県別にみると表24のとおりである。

表 23 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に 報告があった事例	市区町村と都道府県が共同で 事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	64	6	10	80

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	2	東京都	7	滋賀県	1	香川県	0
青森県	0	神奈川県	8	京都府	4	愛媛県	0
岩手県	1	新潟県	0	大阪府	5	高知県	0
宮城県	3	富山県	0	兵庫県	3	福岡県	1
秋田県	1	石川県	2	奈良県	1	佐賀県	1
山形県	0	福井県	0	和歌山県	2	長崎県	0
福島県	1	山梨県	0	鳥取県	1	熊本県	2
茨城県	2	長野県	3	島根県	1	大分県	1
栃木県	2	岐阜県	0	岡山県	3	宮崎県	2
群馬県	2	静岡県	3	広島県	1	鹿児島県	2
埼玉県	3	愛知県	5	山口県	0	沖縄県	0
千葉県	3	三重県	1	徳島県	0	合計	80

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた80件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、 虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設·事業所の種別 (表 25)

「就労継続支援B型」が 25.0%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が 22.5%、「共同生活介護 (ケアホーム)」が 12.5%、「生活介護」が 11.3%の順であった。

表 25 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	18	22.5%
居宅介護	1	1.3%
重度訪問介護	0	0.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
療養介護	2	2.5%
生活介護	9	11.3%
短期入所	2	2.5%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
共同生活介護	10	12.5%
自立訓練	0	0.0%
就労移行支援	1	1.3%
就労継続支援A型	7	8.8%
就労継続支援B型	20	25.0%
共同生活援助	4	5.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0.0%
移動支援事業	0	0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	3	3.8%
福祉ホームを経営する事業	1	1.3%
児童発達支援	1	1.3%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	1	1.3%
保育所等訪問支援	0	0.0%
障害児相談支援事業	0	0.0%
合計	80	100.0%

⁽注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数80件に対するもの。

⁽注2)「障害者支援施設」には「のぞみの園」を含む。

(2) 虐待の種別・類型 (表 26)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が57.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が52.5%、「性的虐待」が12.5%であった。

表 26 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	46	10	42	7	6	111
構成割合	57.5%	12.5%	52.5%	8.8%	7.5%	_

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数80件に対するもの。

(3) 被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害程度区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の2件を除く78件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待障害者が複数の場合があるため、78件の事例に対し被虐待障害者数は176人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢(表 27、表 28)

性別については、「男性」が 67.0%、「女性」が 33.0%と、全体の 7 割弱が「男性」であった。

年齢については、「20~29歳」が27.3%と最も多く、次いで「30~39歳」が21.0%、「40~49歳」が15.9%であった。

表 27 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	118	58	176
構成割合	67.0%	33.0%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった2件を除く78件の事例を集計

表 28 被虐待障害者の年齢

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
人数	10	48	37	28	25	13	12	3	176
構成割合	5.7%	27.3%	21.0%	15.9%	14.2%	7.4%	6.8%	1.7%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった2件を除く78件の事例を集計

イ. 被虐待者の障害種別(複数回答)(表 29)

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 54.5%と最も多く、次いで「精神障害」が 39.3%、「身体障害」が 19.7%であった。

※ 1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数176人と一致しない。

表 29 被虐待障害者の障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	35	97	70	3	1	206
構成割合	19.7%	54.5%	39.3%	1.7%	0.6%	_

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった2件を除く78件の事例を集計

ウ. 被虐待者の障害程度区分及び行動障害 (表 30、31)

被虐待障害者 176 人のうち、障害程度区分認定済みの者が 63.1%を占めていた。「区分 3」が全体の 18.2%と最も多く、次いで「区分 6」が 15.9%であり、「区分 4」が 11.9%であった。また、行動障害がある者が全体の 22.7%を占めていた。

表 30 被虐待障害者の障害程度区分認定済みの者の程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	4	13	32	21	13	28	50	15	176
構成割合	2.3%	7.4%	18.2%	11.9%	7.4%	15.9%	28.4%	8.5%	100.0%

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった2件を除く78件の事例を集計

表 31 行動障害の有無

	強い行動 障害 (区分3、 行動関連 項目8点 以上)	認受けていないが、 強い行動 障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害 の有無が 不明	合計
人数	12	7	21	53	83	176
構成割合	6.8%	4.0%	11.9%	30.1%	47.2%	100.0%

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった2件を除く78件の事例を集計

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等(以下「虐待者」という。)の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった1件を除く79件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、79件の事例に対し虐待者数は87人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢 (表 32、表 33)

「男性」が 70.1%、「女性」が 21.8%であった。年齢については、「60 歳以上」が 21.8% と最も多く、次いで「50~59 歳」が 19.5%であった。

表 32 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	61	19	7	87
構成割合	70.1%	21.8%	8.0%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった1件を除く79件の事例を集計

表 33 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	12	11	17	19	20	87
構成割合	9.2%	13.8%	12.6%	19.5%	21.8%	23.0%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった1件を除く79件の事例を集計

イ. 虐待者の職種 (表 34)

「生活支援員」が 31.0%、「管理者」「その他従事者」が 12.6%、「サービス管理責任者」が 11.5%、「設置者・経営者」が 10.3%であった。

表 34 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
設置者・経営者	9	10.3%
サービス管理責任者	10	11.5%
管理者	11	12.6%
医師	0	0.0%
看護職員	6	6.9%
生活支援員	27	31.0%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	3	3.4%
就労支援員	1	1.1%
サービス提供責任者	0	0.0%
世話人	4	4.6%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%
介護福祉士	0	0.0%
指導員	4	4.6%
保育士	0	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	0	0.0%
栄養士	0	0.0%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%
居宅介護従事者	1	1.1%
重度訪問介護従事者	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%
その他従事者	11	12.6%
合計	87	100.0%

⁽注) 虐待者が特定できなかった1件を除く79件の事例を集計。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 35-1、35-2、35-3)

都道府県又は市区町村が、虐待の事実が認められた事例 80 件について行った対応は次の とおりである。

市区町村による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が38件、「改善計画提出依頼」が21件、「従事者への注意・指導」28件であった。

表 35-1 市区町村による指導等(複数回答)

		件数
	施設等に対する指導	38
市区町村による指導等	改善計画提出依頼	21
	従事者への注意・指導	28

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成24年度末までに障害者自立支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が56件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が10件であった。その他都道府県等による一般指導は、52件であった。

表 35-2 障害者自立支援等の規定による権限の行使等

	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56
	改善勧告	10
障害者自立支援法又は児童福	公表	0
祉法による権限の行使	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	0
	指定取消	0
都道府県・指定・中核市等によ る指導	一般指導	52

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が54件、「勧告・命令等への対応」が7件であった。

表 35-3 当該施設等における改善措置(複数回答)

		件数
当該施設等における改善措置	施設等からの改善計画の提出	54
(複数回答)	勧告・命令等への対応	7

(注)「施設等から改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置(17件)以外に、都道府県・指定・中核市等による一般指導を受けての改善措置の件数(37件)も含まれる。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成 24 年度、全国の 1,742 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、303 件であった。303 件のうち、市区町村が受け付けた件数が 252 件、都道府県が受け付けた件数が 51 件であった。

(2) 相談・通報者(表36)

「本人による届出」が 47.9%、「家族・親族」による通報が 15.8%、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 11.9%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数 303 件に対する割合を記載している。

表 36 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族• 親族	近隣住 民•知人	民生委員	医療機関 関係者	教職員	相談支援 専門員・ 障害者福 祉施設等 事者等	職場の 同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区 町村行政 職員	その他	不明	合計
件数	145	48	31	2	3	1	36	20	2	4	7	39	23	361
構成割合	47.9%	15.8%	10.2%	0.7%	1.0%	0.3%	11.9%	6.6%	0.7%	1.3%	2.3%	12.9%	7.6%	-

⁽注) 構成割合は、相談・通報件数303件に対するもの。

4. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成24年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況(表 37、表 38)

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況

障害者虐待防止センター(法32条)については、市区町村の担当部局が直接担当している市区町村は全体の93.5%(委託を行っている市区町村を含む)、委託を行っている市区町村は17%であった。

表 37 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について(平成 24 年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市町村数	1,443
	直営のみ	構成割合	83.0%
	表式の 7.	市町村数	113
	委託のみ	構成割合	6.5%
	直営と委託の両方	市町村数	182
	直名と安託の両力	構成割合	10.5%

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,738。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、平成24年度末の状況について、以下の13の項目について回答を求めたため、その結果を表38に示す。

表 38 市区町村における体制整備等に関する状況 (平成 24 年度末)

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	229
住民への障害有虐待の伯談心口の同知	構成割合	86.8%	13.2%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的	市町村数	493	1,245
に従事する職員の確保	構成割合	28.4%	71.6%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	488
中古名に付い上でファー寺の関係者、の中古名に付い上に関する可修	構成割合	71.9%	28.1%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓	市町村数	1,118	620
発活動	構成割合	64.3%	35.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法につ	市町村数	980	758
いての周知	構成割合	56.4%	43.6%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロ一図等の作成	市町村数	708	1,030
独自の障害者に行列心のマーエアル、未物相割、対心プロー因等の下放	構成割合	40.7%	59.3%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のた	市町村数	770	968
めのネットワーク	構成割合	44.3%	55.7%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制	市町村数	751	987
強化	構成割合	43.2%	56.8%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当	市町村数	549	1,189
者との事前の協議	構成割合	31.6%	68.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要	市町村数	800	938
な居室確保のための関係機関との事前の調整	構成割合	46.0%	54.0%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	1,082
虐付を打つに食暖者に刈りる怕談、拍导又は助言	構成割合	37.7%	62.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービス を利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事	市町村数	577	1,161
業所など関係機関と連携した対応	構成割合	33.2%	66.8%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療	市町村数	548	1,190
機関」等における虐待に関する相談等の受付	構成割合	31.5%	68.5%

注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,738。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況(表39、表40)

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況

障害者権利擁護センター(法36条)については、都道府県の担当部局が直接担当している都道府県は全体の約8割、委託を行っている都道府県は4割弱を占めた。

表 39 障害者権利擁護センターの設置状況について (平成 24 年度末)

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	29
	直名のの	構成割合	61.7%
	委託のみ	都道府県数	9
	安癿のの	構成割合	19.1%
	直営と委託の両方	都道府県数	9
	但古と女品の同力	構成割合	19.1%

⁽注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、平成24年度末の状況について、以下の14の項目について回答を求めたため、その結果を表40に示す。

表 40 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 24 年度末)

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	1
住民への障害有虐待の相談念日の周知	構成割合	97.9%	2.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事	都道府県数	26	21
する職員の確保	構成割合	55.3%	44.7%
障害者権利擁護センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
 障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発	都道府県数	39	8
活動	構成割合	83.0%	17.0%
 障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法につい	都道府県数	46	1
ての周知	構成割合	97.9%	2.1%
 独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	17
独自の障害有虐特対応のヾ <u>ー</u> エブル、未務相率、対応プロー図等の作成	構成割合	63.8%	36.2%
 虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のため のネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず、既存の自立支		36	11
援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	構成割合	76.6%	23.4%
 都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19
	構成割合	59.6%	40.4%
 都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	4
即是的外力倒的との作品合作的に対する上例、外が上級、足球に対する脳・・	構成割合	91.5%	8.5%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な	都道府県数	21	26
居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	構成割合	44.7%	55.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者	都道府県数	38	9
に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整 備	構成割合	80.9%	19.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行	都道府県数	41	6
る文法のため、情報の提供、助告、関係機関との建裕調整での他の援助を11 える体制の整備	構成割合	87.2%	12.8%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する	都道府県数	33	14
情報の収集、分析及び提供	構成割合	70.2%	29.8%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療	都道府県数	25	22
機関」等における虐待に関する相談等の受付	構成割合	53.2%	46.8%

⁽注)構成割合は、都道府県数に対するもの。